

第 17 号議案

令和 8 年度仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者選考方針について

令和 8 年度仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者選考方針を別紙のとおり定めることにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 15 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 8 月 19 日

仙台市教育委員会

教育長 天野 元

令和 8 年度仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者選考方針

仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者の選考は、下記により行う。

記

- 1 仙台市立鶴谷特別支援学校に選考委員会を設けて厳正を期する。
- 2 「調査書」及び「面接票」並びに諸検査並びに面接により総合的に行う。
- 3 諸検査及び面接の実施については、次のとおりとする。
 - (1) 諸検査は、小学校、中学校及び知的障害特別支援学校小・中学部の学習指導要領に示された内容に関する以下の活動を通して受検者に対して行う。
 - ① 作業についての諸検査は、作業の基本的な活動を通して行う。
 - ② 運動についての諸検査は、基本的な運動及び集団活動を通して行う。
 - ③ 生活及びコミュニケーションについての諸検査は、①，②を含む活動全体を通して行う。
 - (2) 面接は、保護者に対して行う。
- 4 入学者選考の実施期日は、仙台市教育委員会が定める。

○特別支援学校学則

昭和五三年三月二五日

仙台市教育委員会規則第四号

改正 昭和六三年一二月教委規則第二七号

平成二年三月教委規則第八号

平成三年一月教委規則第一号

平成八年一〇月教委規則第一一号

平成九年一〇月教委規則第一五号

平成一〇年一〇月教委規則第一七号

平成一一年三月教委規則第四号

平成一九年三月教委規則第五号

(題名改称)

令和四年三月教委規則第六号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市立特別支援学校（以下「学校」という。）の学則について定めるものとする。

(平一九、三・改正)

(学校の部等)

第二条 学校に小学部、中学部及び高等部を置く。

2 小学部及び中学部の修業年限及び収容定員は、次のとおりとする。

部	修業年限	収容定員
小学部	六年	九十名
中学部	三年	

3 高等部の学科、修業年限及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	修業年限	収容定員		
普通科	三年	一学年	二学年	三学年
		二〇名	二〇名	二〇名

(昭六三、一二・平二、三・平三、一・平八、一〇・平九、一〇・平一〇、一〇・改正)

(入学)

第三条 学校に入学することができる者は、仙台市内に住所を有する知的障害者とする。

2 入学は、教育委員会の定めるところにより校長が許可する。

(平一一、三・令四、三・改正)

(入学願)

第四条 学校に入学しようとする者は、保護者又は保証人と連署した入学願書を校長に提出しなければならない。ただし、当該入学しようとする者が成年者であるときは、入学願書に保護者又は保証人が署名することを要しない。

(令四、三・改正)

(入学手続)

第五条 学校に入学を許可された者は、保護者又は保証人と連署した誓約書を校長に提出しなければならない。

(令四、三・改正)

(転学又は退学)

第六条 学校に在学する者は、転学しようとするときは、保護者又は保証人と連署した転学願を校長に提出しなければならない。

2 学校に在学する者は、退学しようとするときは、その理由を記した退学願で保護者又は保証人と連署したものを校長に提出しなければならない。

(令四、三・全改)

(転入学)

第七条 転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、教育委員会の定めるところにより校長が許可する。

(留学)

第八条 高等部に在学する者は、留学しようとするときは、留学先及び留学期間を記した留学願で保護者又は保証人と連署したものを、校長が必要と認める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

(令四、三・全改)

(休学)

第九条 高等部に在学する者は、疾病その他やむを得ない理由のため引き続き三月以上出席し難いときは、一年を超えない範囲内で休学することができる。

2 前項の規定により休学しようとするときは、高等部に在学する者は、保護者又は保証人と連署した休学願を、医師の診断書その他の休学を必要とする理由を明らかにする書類を添えて、校長に提出しなければならない。

(令四、三・全改)

(成年者の特例)

第十条 学校に在学する者が成年者であるときは、第六条各項、第八条及び前条第二項の規定により提出する書面に保護者又は保証人が署名することを要しない。

(令四、三・追加)

(卒業)

第十一条 校長は、小学部、中学部又は高等部の課程を修了したと認めた者に対し、卒業証書を授与する。

(昭六三、一二・旧第八条繰下・改正、令四、三・旧第十条繰下)

(委任)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭六三、一二・旧第九条繰下、令四、三・旧第十一条繰下)

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭六三、一二・改正)

この規則は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則 (平二、三・改正)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平三、一・改正)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平八、一〇・改正)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平九、一〇・改正)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平一〇、一〇・改正)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平一一、三・改正)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平一九、三・改正)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (令四、三・改正)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。